

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 3 号	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
人 事 課	<p>【改正趣旨】 令和 2 年 4 月 1 日に兵庫県下全域を農業共済の事業区域として設立される兵庫県農業共済組合に本市が実施している農業共済事業が移譲されることとともない、 令和 2 年 4 月 1 日から兵庫県農業共済組合に職員を派遣することから、所要の整備を図るもの。</p> <p>【関係法令】 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）</p> <p>【改正内容】 兵庫県農業共済組合への職員派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年 4 月 2 6 日法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に基づく派遣となることから、当該条例において職員の派遣を規定している第 2 条第 1 項には、法第 2 条第 1 項第 3 号に基づく職員の派遣を規定する。</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 4 月 1 日</p>